

カボたんキャラクター使用規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県カボス振興協議会のマスコットキャラクター「カボたん」キャラクター(以下、キャラクターという。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用届)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「カボたん使用届」に必要な書類を添付し、大分県カボス振興協会長(以下、会長という。)に届け出なければならない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 大分県部等設置条例(昭和27年大分県条例第71号)により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき
- (2) 大分県カボス振興協議会及び会員団体が使用するとき
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (4) その他会長が適当と認めるとき

(届出の受理)

第3条 会長は、前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 大分県カボス振興協議会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- (2) キャラクターを正しい使用方法にしたがって使用しない、または使用しないおそれがあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき
- (6) その他会長が不適當と認めたとき

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出した用途のみに使用すること
 - (2) イメージを損なう展開又は応用使用をしないこと
 - (3) 当該使用に係わる物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることが出来る。
- 2 キャラクターの使用に際し、紛争が生じた場合には、申請者の責任において処理するものとする。

(使用期間)

第5条 キャラクターの使用期間は、届出した期間とする。

(使用の禁止)

第6条 キャラクターの使用方法等について、届出内容と異なる場合や不相当と判断される場合は、その使用を禁止する。

(補則)

第7条

この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。